【原市場が生んだ偉人　番外編　別紙資料①】

※『目録7』P三三

〇安政四年二月　一札之事

＊石井茂樹家四七三号文書

一札之事

一、武州荒川通入間川・高麗川・都幾川其外枝川筋
両縁村々ニ而柴筏川下之節無謂差締川下ヶ
不妨様其御筋様ゟ先年度々御触流御座候
上、於去辰二月中再々応前段之通御触流之趣
我等共一同慥ニ承知奉畏候、然ル処同年八月廿五日
大風雨ニ而満水之折柄、右川筋ゟ多分之諸材木
流失有之候木品之内、野田村・岩沢村両村川岸へ
流寄候多分之材木、野田村名主文右衛門事三郎兵衛
悴三郎治・同村百姓仁兵衛、岩沢村組頭太十郎・同村
組頭善兵衛儀不正之取計之段入　御聴、右之もの
共被召捕　播磨守様御番所ニ而当時御吟味
中御座候処、去辰十二月中材木三問屋行事中并ニ
荷主惣代喜兵衛殿ゟ歎願被成下置候処、　右之内
三郎治儀者御預ヶ中病死仕、跡仁兵衛外弐人之
もの共手鎖御免御預ヶ之上一ト先帰村被
仰付、当人共儀一同難有相慎罷在候、然ル処右
両村之もの共今般之御吟味筋惣百姓一同奉恐入、

一札之事

一、武蔵野国の荒川筋である入間川、高麗川、都幾川、その他支流
沿いの村々にて、柴①筏を流す際に正当な理由なく取り締まって
妨げることの無いよう御筋様より以前から度々お触れが流されてお
り、さらに、去年(辰年)の二月には再び前段の通りお触れが流され、
我等一同確かに承知していました。そのような折、同年八月二十五日
の大風雨②にて増水した節、右の川筋より大量の諸材木が
流失しました。流失した材木の内、野田村・岩沢村の両村川岸へ
流れ着いた大量の材木については野田村名主文右衛門こと三郎兵衛の
息子三郎治、同村百姓仁兵衛、岩沢村組頭太十郎、同村
組頭善兵衛が不正に扱ったという話をお聞きになり、右の者
どもは召し捕らえられました。播磨守様③の御番所にて御吟味④
中だったところ、去年の十二月に材木三問屋⑤の行事⑥の方々ならびに
荷主の総代である喜兵衛殿より嘆願を出していただき、右の者の中で
三郎治は預け中に亡くなっていたので、仁兵衛ほか二人の
者は手鎖御免御預けのうえ、ひとまず帰村を
仰せつけられました。当人たちも恐れ多く控えており、右
両村の者どももこの度の御吟味について惣百姓⑦一同申し訳なく恐縮

向後材木川下ヶ之節聊妨仕間敷者勿論、都而
両村ニ不限　近村之もの共一同、是迄度々御触流
之趣厚相心得筏不取締様夫々申含、急度　相心得
等閑之儀無之様可仕候間、何卒右仁兵衛外両人共
此上御吟味奉請候而ハ何様之御沙汰可
被仰付も難計一同歎ケ敷奉存候間、何卒各方ゟ
御慈悲御歎願被成下候様村役人共一同御頼申入
候処相違無御座候、為後日仍如件

武州高麗郡岩沢村
名主　次郎左衛門㊞
同州同郡野田村
名主三郎兵衛代兼
組頭　仙　造㊞

安政四巳年二月

材木三問屋行事衆中
荒川通枝川々材木荷主惣代
活鯛屋敷
喜兵衛殿

しています。今後材木川下げの節は少しも妨げないことはもちろん、
両村に限らず近村のものども一同、これまでの度々のお触れ
をあつく心得て、筏を取り締まらぬようそれぞれ申し含め、確かに心得
てなおざりにしないようにします。仁兵衛ほか両人とも
これ以上御吟味を受けては、どの様なお裁きを
仰せつけられるかも計り知れず一同嘆かわしく思いますので、何卒各々
方よりお慈悲お嘆願をしてくださいますよう、役人ども一同頼み申し入
れることに相違ありません。後日のためこのとおりであります。

武州高麗郡岩沢村
名主　次郎左衛門㊞
同州同郡野田村
名主三郎兵衛代兼
組頭　仙　造㊞

安政四巳年二月

材木三問屋行事衆中
荒川通枝川々材木荷主惣代
活鯛屋敷⑧
喜兵衛殿

---

① 山野にはえる小さな雑木。薪にしたりする枝。
② この日、「安政三年の大風災」と呼ばれる大きな風水害が発生した。これは、江戸のすぐ近くを強い勢力の台風が通過したものである。こ

の台風による死者は、最も数が多い史料で約100,000人とされ、日本の風水害によるものとしては過去最悪の被害とされている。

③ 町奉行池田頼方。江戸町奉行を三度歴任し、勘定奉行を兼帯していた時期もあった。国定忠治に死罪を言い渡したり、安政の大獄の際には南町奉行であったため寺社奉行、北町奉行らと共に現場の指揮を執ったりもした。

④ 取調べ、詮議のこと。

⑤ 深川木場問屋、板材木熊野問屋、川辺古問屋を江戸材木三問屋という。

⑥ 商人や町内の組合などを代表して事務にあたった人。行司。

⑦ 本百姓のこと。本百姓とは土地を持ち年貢などを納め、村の正規の一員として認められていた者のこと。

⑧ 大きな生簀を設けて公儀御用の魚を生かしておく魚納屋役所、御肴役所の俗称。現在の中央区日本橋一丁目あたり。